

令和3年度



# 伊達市一般不妊治療費助成事業



伊達市では、一般不妊治療（人工授精）を受けたご夫婦の経済的な負担を軽減するため、治療費の一部を助成します。

特定不妊治療（体外授精・顕微授精）助成は裏面をご覧ください。

## 【対象となる方】

申請日において、下記のすべてにあてはまる方

- (1) 法律上の夫婦であり、夫婦又はいずれか一方が市内に住所を有している方
- (2) 夫婦又はいずれか一方が、他市町村の一般不妊治療費の助成を受けていない方
- (3) 助成に係る治療日に妻の年齢が43歳未満の方
- (4) 夫婦いずれも市税等の滞納がない方
- (5) 夫婦合算の令和2年分（4,5月に申請する場合は令和元年年分）の所得額が730万円未満の方

※所得額の計算方法：合計所得金額（収入額ではありません）－80,000円（児童手当法施行令第3条第1項の控除額）

－各種控除額〔雑損控除額、医療費控除額、小規模企業共済等掛金控除額、障害者控除額（普通）、障害者控除額（特別）、勤労学生控除額〕

## 【対象の治療】

令和3年4月1日以降に受けた夫婦間で行う保険適用外の人工授精

※人工授精前の検査や薬物療法は助成の対象になりません

## 【助成内容】

助成額は、人工授精に要した費用に対して、本人負担額の2分の1の額（1円未満切り捨て）。

助成期間は、助成に係る治療が開始月から36月（3年）の間で、1組の夫婦に対し、合計6万円を上限とします。



## 【手続き】 ①～⑨の書類を提出してください。

- ①伊達市一般不妊治療費助成申請書兼請求書
- ②一般不妊（人工授精）治療費助成事業受診等証明書
- ③医療機関発行の診療費の領収書又は領収金額の明細書（原本又は写し）
- ④法律上の婚姻関係にあることが証明できる書類（戸籍謄本）
- ※ ⑤夫婦の住所が確認できる書類（世帯主・本籍地記載の住民票）
- ⑥夫婦それぞれ市税等の滞納がないことを確認できる書類（納税証明書等）
- ⑦夫婦それぞれの所得及び控除額を確認できる書類（所得・課税証明書）
- ⑧他市町村の同種助成を受けていないことが確認できる書類
- ⑨振込口座の通帳（①の申請書に記入した振込口座の通帳をお持ちください）
- ⑩念のため、印鑑をご持参ください（インク浸透印不可）

☆①と②は市のホームページからダウンロードできます。  
※④～⑧は、①申請書の同意事項欄の承諾があれば提出不要。提出される際は、④～⑦は3カ月以内に交付されたもの（交付は有料です）。  
⑧は夫婦のいずれかが他市町村に住所がある場合、提出してください。  
特定不妊治療助成（裏面）と併せての申請の場合は、④～⑨は1部ずつご準備ください。転入直後の方は、お申し出ください。

## 【申請期限】

令和3年度分実施については、**令和4年3月31日（木）**締切です。  
治療終了後は、速やかに市へ申請してください。

（申請が遅れる可能性がある場合には、下記までご連絡をお願いします）

## 【申請先・お問い合わせ先】

伊達市健康推進課 地域母子係 ☎ 024-576-3510

伊達市保原町大泉字大地内100番地（伊達市子育て世代包括支援センター内）

E-mail : kenkou@city.fukushima-date.lg.jp

